

車検証の使用者（個人）が亡くなっている時の必要書類

	理由
① 使用者様の戸籍全部事項証明書＋改製原戸籍	亡くなられた確認 法定相続人の特定
② 所有権留保解除依頼書(実印押印)＋印鑑登録証明書	代表相続人の意向確認
③ 遺産分割協議書(実印押印)＋代表相続人の印鑑証明書 ＋ 全員の印鑑登録証明書	法定相続人全員の意向確認 法定相続人が一人のみと 確認できる場合は不要です
④ 使用者様の住民票除票など、 つながりが確認できる公的な書類 (車検証の住所が変更されているときのみ)	同一人物であるかの確認

★陸運支局が登録時に求める書類とは異なります

★陸運支局が運用する『車両価格が 100 万円以下の場合の登録手続き』は

弊社の所有権解除書類発行時は 対応致しかねます

★軽自動車も同じ書類が必要です